株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。つきましては、郵送やインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.rengo.co.jp/)において掲載することにより、お知らせいたします。

なお、株主総会におけるお土産のご用意はございません。

第154回
定時株主総会招集ご通知

日　時
2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所
大阪市北区中之島五丁目３番68号
リーガロイヤルホテル２階
「山楽の間」
※末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

決議事項
第１号議案 **定款一部変更の件**
第２号議案 **取締役９名選任の件**
第３号議案 **監査役１名選任の件**

目　次

第154回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類 …… 6
事業報告 …… 22
連結計算書類 …… 46
計算書類 …… 60
監査報告 …… 69

レンゴー株式会社

証券コード：3941

証券コード　3941
２０２２年６月３日

株　主　各　位

大阪市福島区大開四丁目１番186号
(本社事務所　大阪市北区中之島二丁目2番7号)
レンゴー株式会社
代表取締役
会長兼CEO　大　坪　　清

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。
　新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々、ご遺族の皆様には謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申しあげます。
　さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
　株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。
　つきましては、郵送やインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年６月28日（火曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　時　2022年６月29日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時）
2．場　　所　大阪市北区中之島五丁目３番68号
リーガロイヤルホテル２階「山楽の間」
3．目的事項
報告事項
1．第154期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第154期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役９名選任の件

第３号議案　監査役１名選任の件

４．議決権行使についてのご案内

（１）郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

（２）インターネット等による議決権行使の場合

４頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（**https://www.web54.net**）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、2022年６月28日（火曜日）午後５時までに賛否をご入力ください。

（３）議決権行使書の郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

・株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.rengo.co.jp/)において掲載することにより、お知らせいたします。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場をお控えくださいますようお願い申しあげます。つきましては、郵送やインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

株主総会の運営に変更が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.rengo.co.jp/)において掲載することにより、お知らせいたします。

なお、株主総会におけるお土産のご用意はございません。

議決権行使方法についてのご案内

郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 **2022年6月28日(火曜日) 午後5時 到着分まで**

インターネット等による議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net にアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

➡ 詳細は次頁をご参照ください。

行使期限 **2022年6月28日(火曜日) 午後5時 受付分まで**

当日ご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時 **2022年6月29日(水曜日) 午前10時**

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する上記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。
2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
3. 議決権の行使期限は、2022年６月28日（火曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
4. 議決権行使書の郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。また、インターネット等によって議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。
5. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

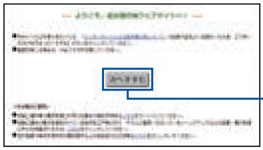

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

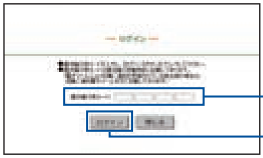

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」による方法

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。

○インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

議決権行使に関するパソコン、スマートフォン等の操作方法などが不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル　0120-652-031（午前9時～午後9時受付）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

● LIVE　株主総会ライブ配信のご案内

当日、株主総会の模様をインターネットによりライブ配信いたします。

配信日時　**2022年６月29日（水曜日）午前10時より株主総会終了まで**

※配信ページは、株主総会当日の午前９時30分頃に開設予定です。
　なお、配信ページ開設までの間、視聴環境のテストが可能です。

1　**当社指定の配信ウェブサイトにアクセスしてください。**

配信ウェブサイト　https://www.virtual-sr.jp/users/rengo2022/login.aspx

2　**株主ＩＤおよびパスワードの入力画面が表示されますので、次のとおり株主ＩＤおよびパスワードをご入力ください。**

株主ＩＤ　**議決権行使書用紙に記載されている株主番号（９桁の数字）**

パスワード　**株主様のご登録住所の郵便番号（ハイフンを除いた７桁の数字）**

3　**利用規約をご確認のうえ「上記規約に同意する」にチェックを入れ、「視聴する」ボタンをクリックしてください。**

＜ライブ配信ご視聴にあたってのご注意事項＞

- **ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日の決議にご参加いただくことができません。郵送またはインターネット等により事前に議決権を行使くださいますようお願い申しあげます（３頁および４頁をご参照ください。）。また同様に、当日の審議の際にご質問およびご意見を承ることができませんのでご注意ください。**
- ご使用のパソコンおよびインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合があります。
- ご視聴いただく場合の通信事業者の料金（接続料金等）は株主様のご負担となります。
- ライブ配信の撮影・録画・録音・保存およびＳＮＳ等での公開等は、固くお断りいたします。
- 株主ＩＤおよびパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ご出席される株主様のプライバシーに配慮いたしまして、中継の映像は議長席および役員席付近のみとさせていただきます。

ライブ配信に関する お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下の窓口へお問い合わせください。

株主ＩＤおよびパスワードについて	ライブ配信の視聴について
三井住友信託銀行株式会社 バーチャル株主総会サポート 専用ダイヤル **0120-782-041** 受付時間　平日午前９時～午後５時	株式会社Ｊストリーム **054-333-9211** 受付日時　６月29日（株主総会当日） 午前９時30分～株主総会終了まで

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり所要の変更を行うものであります。

(1) 変更案第15条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(2) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(3) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）

現　　　行　　　定　　　款	変　　　更　　　案
（新設）	（電子提供措置等） 第15条　①当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	附則 １．定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 ２．前項の規定にかかわらず、施行日から６カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ３．本附則は、施行日から６カ月を経過した日または前項の株主総会の日から３カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役９名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（10名）は任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関である指名委員会における審議を経て、取締役会にて決定しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号		氏　名		当社における地位
1	再任	大坪　清（おおつぼ　きよし）		代表取締役会長兼ＣＥＯ
2	再任	川本　洋祐（かわもと　ようすけ）		代表取締役社長兼ＣＯＯ
3	再任	前田　盛明（まえだ　もりあき）		代表取締役兼副社長執行役員
4	再任	馬場　泰博（ばば　やすひろ）		取締役兼副社長執行役員
5	再任	長谷川　一郎（はせがわ　いちろう）		取締役兼副社長執行役員
6	新任	井上　貞登士（いのうえ　さだとし）		副社長執行役員
7	再任	佐藤　義雄（さとう　よしお）	社外　独立	社外取締役
8	再任	奥　正之（おく　まさゆき）	社外　独立	社外取締役
9	再任	玉岡　かおる（たまおか　かおる）	社外　独立	社外取締役

社外　社外取締役候補者　　独立　株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 **1**

大坪 清（おおつぼ きよし）(1939年３月15日生) 再任

所有する当社株式数

164,000株

取締役会出席状況

10回/10回

■ 略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当

1962年４月	住友商事(株)入社
1992年６月	同取締役
1996年６月	同常務取締役
2000年４月	同代表取締役副社長
2000年６月	当社代表取締役社長
2014年４月	同代表取締役会長兼社長
2020年４月	同代表取締役会長兼ＣＥＯ 現在に至る

選任の理由

大坪清氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **2**

川本洋祐（かわもと ようすけ）(1955年５月28日生) 再任

所有する当社株式数

92,600株

取締役会出席状況

10回/10回

■ 略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当

1978年４月　当社入社
2007年４月　同執行役員
2011年６月　同取締役兼執行役員
2014年４月　同取締役兼常務執行役員
2019年４月　同取締役兼専務執行役員
2020年４月　同代表取締役社長兼ＣＯＯ 現在に至る

（担当）
海外関連事業部門統轄

選任の理由

川本洋祐氏は、長年にわたる当社取締役としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 3	前田盛明（まえだ もりあき） (1950年4月12日生) 再任

所有する当社株式数

96,100株

取締役会出席状況

10回/10回

他の上場会社の役員の兼任状況

(株)石川製作所
社外取締役

■ **略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当**

1973年４月　当社入社
2003年６月　同取締役
2007年４月　同取締役兼常務執行役員
2011年４月　同取締役兼専務執行役員
2013年４月　同代表取締役兼副社長執行役員 現在に至る

（担当）

社長補佐兼コーポレート部門統轄

選任の理由

前田盛明氏は、長年にわたる当社取締役としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 4	馬場泰博（ばば やすひろ） (1949年12月11日生) 再任

所有する当社株式数

81,500株

取締役会出席状況

10回/10回

■ **略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当**

1974年４月	福井化学工業(株)（現 当社）入社
2007年４月	当社執行役員
2009年６月	同取締役兼執行役員
2012年４月	同取締役兼常務執行役員
2014年４月	同取締役兼専務執行役員
2021年４月	同取締役兼副社長執行役員 現在に至る

（担当）

経営企画部、財経本部、監査部、審査部、情報システム本部、国内関連事業部門統轄

選任の理由

馬場泰博氏は、長年にわたる当社取締役としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 5	長谷川 一 郎（はせがわ いちろう） (1954年3月20日生) 再任

所有する当社株式数

619,800株

取締役会出席状況

9回/10回

■ **略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当**

1976年４月　住友商事(株)入社
2002年３月　当社顧問
2002年６月　同取締役
2003年６月　同常務取締役
2007年４月　同取締役兼専務執行役員
2013年４月　同代表取締役兼副社長執行役員
2021年４月　同取締役兼副社長執行役員 現在に至る

(担当)

製紙部門、資材部門統轄兼レンゴーペーパービジネス(株)取締役会長

選任の理由

長谷川一郎氏は、長年にわたる当社取締役としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **6**

いのうえ　さだとし
井上　貞登士 (1961年8月26日生) 新任

所有する当社株式数

81,200株

■ 略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当

1985年４月　当社入社
2007年４月　同執行役員
2012年６月　同取締役兼執行役員
2014年４月　同取締役兼常務執行役員
2019年４月　同取締役兼専務執行役員
2021年６月　同専務執行役員（上席）
2022年４月　同副社長執行役員 現在に至る

(担当)
パッケージング部門統轄兼レンゴー・リバーウッド・パッケージング(株)代表取締役社長

選任の理由

井上貞登士氏は、長年にわたる当社役員としての豊富な経験に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたグループ戦略の実現を図るとともに、グループ全体の監督を適切に行うことができることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **7**

佐藤(さとう) 義雄(よしお) (1949年8月25日生) 再任 社外 独立

所有する当社株式数

0株

取締役会出席状況

10回/10回

他の上場会社の役員の兼任状況

パナソニックホールディングス(株)
社外監査役

サカタインクス(株)
社外監査役

■ 略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当

1973年4月	住友生命保険(相)入社
2000年7月	同取締役
2002年4月	同常務取締役嘱常務執行役員
2007年7月	同代表取締役社長嘱代表執行役員
2011年7月	同代表取締役社長 社長執行役員
2014年4月	同代表取締役会長
2015年7月	同取締役会長 代表執行役
2018年6月	当社取締役 現在に至る
2021年4月	住友生命保険(相)取締役
2021年7月	同特別顧問 現在に至る

選任の理由および期待される役割の概要

佐藤義雄氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されますので、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 **8**

奥(おく)　正(まさ)　之(ゆき) (1944年12月２日生) 再任 社外 独立

所有する当社株式数

0株

取締役会出席状況

８回/10回

他の上場会社の役員の兼任状況

中外製薬(株)
社外取締役

(株)ロイヤルホテル
社外取締役

(株)テレビ東京ホールディングス
社外取締役

東亜銀行有限公司
非常勤取締役

■ 略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当

1968年４月	(株)住友銀行入行
1994年６月	同取締役
1998年11月	同常務取締役
2001年１月	同代表取締役専務取締役
2001年４月	(株)三井住友銀行代表取締役専務取締役
2002年12月	(株)三井住友フィナンシャルグループ代表取締役専務取締役
2003年６月	(株)三井住友銀行代表取締役副頭取
2005年６月	(株)三井住友フィナンシャルグループ代表取締役会長 (株)三井住友銀行代表取締役頭取
2011年４月	(株)三井住友フィナンシャルグループ取締役会長
2017年４月	同取締役
2017年６月	同名誉顧問 現在に至る
2019年６月	当社取締役 現在に至る

選任の理由および期待される役割の概要

奥正之氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されますので、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号 9

玉岡（たまおか） かおる (1956年11月6日生) 再任 社外 独立

所有する当社株式数

0株

取締役会出席状況

9回/9回

■ 略歴および重要な兼職の状況ならびに当社における地位および担当

1989年６月	神戸文学賞受賞作にて文壇で作家活動 現在に至る （受賞作「夢食い魚のブルー・グッドバイ」）
2008年４月	大阪芸術大学大学院教授 現在に至る
2009年11月	織田作之助賞（受賞作「お家さん」）
2012年10月	兵庫県教育委員
2014年４月	関西大学客員教授 現在に至る
2018年４月	(地独)大阪市博物館機構理事 現在に至る
2021年６月	当社取締役 現在に至る

選任の理由および期待される役割の概要

玉岡かおる氏は、作家として活動される一方、大学教授として教育の現場に立たれるとともに、数多くの公的機関の要職を歴任するなど、幅広い分野で活動されております。同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、その高い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されますので、取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．井上貞登士氏が代表取締役社長であるレンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社と、当社はマルチパック、マルチパックラインの周辺機器等を販売するなどの取引関係があります。
２．その他の各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
３．佐藤義雄氏、奥正之氏および玉岡かおる氏は、社外取締役候補者であります。
４．佐藤義雄氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。
５．奥正之氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年となります。
６．玉岡かおる氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
７．佐藤義雄氏、奥正之氏および玉岡かおる氏は、社外取締役として期待される役割を十分に発揮できるよう、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案どおり承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は各氏を、継続して株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
８．玉岡かおる氏の戸籍上の氏名は釜谷かおるであります。
９．当社は、会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もＤ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)
当社が、取締役候補者の有する知見・経験・能力に基づき、特に期待する分野は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	社外	企業経営	営業・マーケティング	財務・会計	ガバナンス	サステナビリティ	グローバル	指名委員会	報酬委員会
1	大坪 清	代表取締役会長兼CEO		●			●		●	○	○
2	川本洋祐	代表取締役社長兼COO		●			●		●	○	○
3	前田盛明	代表取締役兼副社長執行役員					●	●			
4	馬場泰博	取締役兼副社長執行役員				●	●				
5	長谷川 一郎	取締役兼副社長執行役員			●			●			
6	井上 貞登士	副社長執行役員			●			●			
7	佐藤義雄	取締役	○	●			●			○	○
8	奥 正之	取締役	○	●			●			○(委員長)	○(委員長)
9	玉岡 かおる	取締役	○				●	●		○	○

※各候補者に期待する知見・経験・能力について、当社における地位が代表取締役会長、代表取締役社長は３つまで、それ以外の方は２つまで記載しております。
上記一覧表は、各候補者の有するすべての知見・経験・能力を表するものではありません。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 辻本健二氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、取締役会の諮問機関である指名委員会における審議を経て、取締役会にて決定するとともに、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

藤野正純（ふじのただずみ） (1953年３月17日生) 新任 社外 独立

所有する当社株式数

7,000株

■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年３月	公認会計士登録 現在に至る
1981年５月	税理士登録 現在に至る
	公認会計士藤野正純事務所開設 現在に至る
	税理士藤野正純事務所開設 現在に至る
2008年４月	大阪地方裁判所民事調停委員
2010年４月	大阪市立大学理事
2010年６月	当社買収防衛策独立委員会委員
2013年４月	大阪府立大学理事

選任の理由

藤野正純氏は、公認会計士としての財務および会計に関する豊富な知識と経験に基づき、社外監査役の立場で、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくため、監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

（注）１．藤野正純氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
２．藤野正純氏は、社外監査役候補者であります。
３．藤野正純氏は、社外監査役として期待される役割を十分に発揮できるよう、本議案が原案どおり承認された場合、当社との間で会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。また、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
４．当社は、会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。藤野正純氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏はＤ＆Ｏ保険の被保険者となる予定であります。Ｄ＆Ｏ保険の契約期間は、１年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以　上

事業報告 （自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）

1．企業集団の現況

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により依然として厳しい状況が続きましたが、感染拡大の防止策が講じられ社会経済活動が正常化に向かう中で、各種政策効果や海外経済の改善もあって、設備投資や企業収益を中心に持ち直しの動きがみられるようになりました。その一方で、本年２月のロシアによるウクライナ侵攻以降は、わが国をはじめ世界経済の先行きに一気に不透明感が増してきました。

このような経済環境の中で、板紙業界におきましては、景気の持ち直しの動きに支えられ、生産量は前年を上回りました。

段ボール業界におきましては、加工食品や電気・機械器具向けが堅調に推移したほか、通販・宅配など幅広い分野で需要が好調を維持したことにより、生産量は前年を上回りました。

紙器業界におきましては、個人向けの加工食品や薬品などは伸長しましたが、業務用食品、オフィス関連需要などの減少とともに他素材へのシフトも相まって、生産量は前年を下回りました。

軟包装業界におきましては、脱プラスチックの動きはあるものの、食品関係を中心とする堅調な需要に支えられ、生産量は前年を上回りました。

重包装業界におきましては、食品関連向けは低調に推移しましたが、石油化学関連の需要回復を受けて、生産量は前年を上回りました。

以上のような状況のもとで、レンゴーグループは、あらゆる産業の全ての包装ニーズをイノベーションする「ゼネラル･パッケージング･インダストリー」＝ＧＰＩレンゴーとして、営業力の強化、積極的な設備投資やＭ＆Ａ等を通じ、業容拡大と収益力向上に鋭意取り組んでまいりました。

また、世界的な原燃料価格の高騰、補助材料や物流経費の大幅な上昇に対し、徹底したコストダウンにより価格の維持に努めてまいりましたが、自社努力だけでは抗し難い状況となったため、昨年９月出荷分からのセロファン、本年２月出荷分からの段ボール原紙をはじめとする板紙製品ならびに段ボール製品の価格改定を推し進めるとともに、ポリプロピレンフィルム、軟包装製品についても同様に取り組んでまいりました。

昨年８月、2018年３月末に閉鎖した淀川工場の跡地（大阪市福島区）に、段ボール原紙の新たな物流拠点として淀川流通センターを開設し、倉庫管理システムやトラック誘導システムにＩＴを導入するとともに、無人運転のクランプリフトを採用する等により、物流現場の業務改革の推進を図りました。あわせて、同センター内に中央研究所を移転、共創をコンセプトに施設を一新することにより研究開発体制を強化しました。

９月には、事業再生支援を進めていた大興製紙株式会社（静岡県富士市）を子会社化し、クラフトパルプ、クラフト紙の製造・販売事業に進出しました。
また、本年１月には関東地区において、ホワイト物流の推進を図るべく、段ボール原紙の新たな物流拠点として八潮第二流通センターを開設しました。
２月、ヒロパックス株式会社（群馬県高崎市）を子会社化したほか、３月には大津製函株式会社（滋賀県大津市）を子会社化し、関東および京滋地区における段ボール事業を強化しました。同じく３月には、製紙機械の設計・開発分野に事業展開する永井鉄工株式会社（兵庫県尼崎市）を子会社化するとともに、軟包装の一貫生産メーカーである株式会社タキガワ・コーポレーション・ジャパン（千葉県船橋市）を含むグループ会社６社を子会社化し国内外において軟包装事業の製造・販売拠点および製品ラインアップを大幅に拡充しました。
海外におきましては、昨年８月、タイ・コンテナーズ・グループ社が、同社の子会社を通じてインドネシアの段ボールメーカーの株式を取得し、同国における段ボール事業の拡充を図りました。さらに９月には、ベトナムにおいて、ビナクラフトペーパー社が、同国の旺盛な段ボール需要に対応するため、新たな段ボール原紙生産拠点の建設を決定しました。
ＥＳＧ経営における環境への取組みは、“Less is more.”をキーワードに掲げるレンゴーグループとして最も優先すべき課題であり、2050年のカーボンニュートラル実現に向け、昨年４月に2030年度を達成年度とする環境目標「エコチャレンジ2030」を策定し、さらに８月にはCO2排出量削減目標を「2013年度比46％削減」に引き上げました。
この結果、当連結会計年度の売上高は746,926百万円（前期比109.7％）、営業利益は33,279百万円（同83.3％）、経常利益は36,641百万円（同84.8％）、親会社株主に帰属する当期純利益は28,188百万円（同98.6％）となりました。

当連結会計年度におけるセグメントの概況は、次のとおりであります。

【板紙・紙加工関連事業】
板紙・紙加工関連事業につきましては、販売量の増加により増収となりましたが、原燃料価格の上昇や固定費の増加により減益となりました。
この結果、当セグメントの売上高は448,838百万円（同103.7％）、営業利益は22,657百万円（同79.8％）となりました。

主要製品の生産量は、次のとおりであります。
（板紙製品）
板紙製品につきましては、景気の持ち直しの動きに支えられ、生産量は2,586千t（同107.2％）となりました。
（段ボール製品）
段ボール製品につきましては、食品や通販・宅配向けなどの底堅い需要に加えて、工業製品、電気・機械器具向けが堅調に推移したことにより、生産量は段ボール4,356百万㎡（同102.9％）、段ボール箱3,591百万㎡（同102.9％）となりました。

【軟包装関連事業】

軟包装関連事業につきましては、連結子会社の増加により増収となりましたが、原料価格の上昇により減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は93,979百万円（同112.8%）、営業利益は2,064百万円（同51.9%）となりました。

【重包装関連事業】

重包装関連事業につきましては、業務用食品関連の需要減および原料価格の上昇等により減収減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は42,380百万円（同97.9%）、営業利益は1,621百万円（同77.7%）となりました。

【海外関連事業】

海外関連事業につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大によって落ち込んだ需要の回復を受けて増収増益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は126,518百万円（同144.0%）、営業利益は4,880百万円（同146.6%）となりました。

【その他の事業】

その他の事業につきましては、貨物量の回復および紙器機械等の需要が持ち直したことにより増収となりましたが、原燃料価格の上昇等により減益となりました。

この結果、当セグメントの売上高は35,210百万円（同104.9%）、営業利益は1,943百万円（同96.1%）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

事業の種類別名称	売　上　高	構　成　比
板　　　　　紙	60,005 百万円	8.0 %
段　ボ　ー　ル	38,429	5.1
段ボール箱	312,263	41.8
そ　　の　　他	38,139	5.2
板紙・紙加工関連事業計	448,838	60.1
軟包装関連事業	93,979	12.6
重包装関連事業	42,380	5.7
海外関連事業	126,518	16.9
その他の事業	35,210	4.7
合　　　計	746,926	100.0

（参考）当社の製品別売上高

製　品　名	売　上　高	構　成　比
板紙	94,477 百万円	29.7 ％
段ボール	15,071	4.7
段ボール箱	167,908	52.9
軟包装	12,791	4.0
その他	27,666	8.7
合計	317,914	100.0

当連結会計年度におけるその他の概況は、次のとおりであります。

〈ＣＳＲ（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）〉
レンゴーグループは、板紙・段ボール業界のリーディングカンパニーとして、コンプライアンスのさらなる徹底と企業価値の向上を図るため、ＣＳＲ委員会のもとに設置された６つの委員会（倫理、環境、安全衛生、ＣＳ（顧客満足）、広報、情報セキュリティ）を中心に、全てのステークホルダーの皆様の信頼に応えられる企業集団を目指した活動を積極的に推進してまいりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度につきましては、板紙・紙加工関連事業を中心に総額49,509百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度につきましては、設備資金および借入金の返済資金等に充当するため、2021年12月に国内無担保普通社債200億円を発行いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の先行きが今なお不透明な状況にありますが、感染対策に万全を期し社会経済活動を継続する中で景気が持ち直していくことが期待される一方で、ウクライナ情勢の展開如何によってはさらなる資源高による交易条件の悪化が、エネルギーや諸資材価格の一段の上昇を招き、景気の下振れリスクとなる可能性があります。

こうした状況の中、レンゴーグループは、「パッケージプロバイダー」として世界でベストワンの総合包装企業集団を目指し、創業115周年を迎える2024年度を最終年度とする中期ビジョン「Vision115」の達成に向け、全てのコア事業がヘキサゴン経営の一角にふさわしい規模と収益性の確立を図ってまいります。

あわせて、国際的な統一目標であるＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）を見据え、ＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）にも積極的に取り組みながら、環境負荷の低減、多様な人材が活躍できる環境づくり、働き方改革、パートナーシップ構築宣言に基づく適正な取引、法令遵守をはじめとするＥＳＧ経営をさらに前進させることにより、事業活動を通じて企業の社会的責任を果たしてまいります。

レンゴーグループは、社会における自らの果たすべき役割を自覚し、より良い社会、持続可能な社会の実現のために、たゆみない努力を続けてまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産および損益の状況

区分		2018年度 第151期	2019年度 第152期	2020年度 第153期	2021年度 第154期
生産高	板紙（千ｔ）	2,497	2,490	2,412	2,586
	段ボール（百万㎡）	4,499	4,582	4,514	4,661
	段ボール箱（百万㎡）	3,675	3,764	3,745	3,871
売上高（百万円）		653,107	683,780	680,714	746,926
営業利益（百万円）		25,292	41,227	39,938	33,279
経常利益（百万円）		27,454	43,199	43,200	36,641
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）		17,163	27,790	28,599	28,188
１株当たり当期純利益（円）		69.32	112.24	115.51	113.84
総資産（百万円）		769,355	820,109	869,992	934,345
純資産（百万円）		274,697	288,820	324,463	354,289
１株当たり純資産（円）		1,066.07	1,123.86	1,265.53	1,380.74

（注）上記の生産高には、海外における生産高が含まれております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
大和紙器株式会社	806百万円	＊100.0%	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
セッツカートン株式会社	400	100.0	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
東海紙器株式会社	450	93.9	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
日之出紙器工業株式会社	81	99.7	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
ＲＧコンテナー株式会社	3,200	100.0	段ボールおよび段ボール箱の製造・販売
レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社	310	50.0	マルチパックの販売
丸三製紙株式会社	300	98.8	板紙の製造・販売
大興製紙株式会社	450	100.0	クラフトパルプ、クラフト紙および特殊紙の製造・販売
レンゴーペーパービジネス株式会社	310	100.0	板紙の販売
朋和産業株式会社	500	100.0	軟包装製品の製造・販売
サン・トックス株式会社	300	66.0	軟包装製品の製造・販売
日本マタイ株式会社	7,292	100.0	重包装製品の製造・販売
レンゴーロジスティクス株式会社	80	100.0	運送事業および保険代理業
山陽自動車運送株式会社	80	80.1	運送事業
トライウォール社	3,060,611千香港ドル	＊100.0	トライウォールグループ（重包装製品の製造・販売）の持株会社
江蘇中金瑪泰医薬包装有限公司	120,000千元	＊ 87.7	軟包装製品の製造・販売

(注) 1. ＊印は子会社保有の株式を含んでおります。
2. 2021年８月20日付で、東海紙器株式会社の株式を取得いたしました。これにより、東海紙器株式会社の出資比率は、93.9%（前期末92.0%）となりました。
3. 2021年９月１日付で、大興製紙株式会社が実施した第三者割当増資を当社が全額引き受けたことに伴い、同社を子会社化いたしました。

(7) 主要な事業内容（2022年３月31日現在）

レンゴーグループは、主として次の事業を行っております。

事業の種類別名称	事業内容
板紙・紙加工関連事業	国内における板紙、段ボール、段ボール箱およびクラフトパルプの製造・販売
軟包装関連事業	国内における軟包装製品およびセロファンの製造・販売
重包装関連事業	国内における重包装製品の製造・販売
海外関連事業	海外における板紙、段ボール、段ボール箱、軟包装製品、重包装製品および不織布の製造・販売
その他の事業	国内における不織布および紙器機械の製造・販売、運送事業

(8) 主要な営業所および工場（2022年３月31日現在）

①当社

●本店	大阪市福島区大開四丁目１番186号
●本社事務所	大阪市北区中之島二丁目２番７号
●東京本社	東京都港区港南一丁目２番70号
●段ボール工場	恵庭(北海道)、旭川(北海道)、青森(青森県)、新仙台(宮城県) 福島矢吹(福島県)、小山(栃木県)、前橋(群馬県)、東京(埼玉県) 千葉(千葉県)、湘南(神奈川県)、新潟(新潟県)、長野(長野県) 松本(長野県)、清水(静岡県)、豊橋(愛知県)、新名古屋(愛知県) 福井(福井県)、滋賀(滋賀県)、新京都(京都府)、三田(兵庫県) 和歌山(和歌山県)、岡山(岡山県)、広島(広島県)、防府(山口県) 松山(愛媛県)、鳥栖(佐賀県)
●紙器工場	葛飾(東京都)、利根川(茨城県)、新京都(京都府)
●製紙工場	利根川(茨城県)、八潮(埼玉県)、金津(福井県)、尼崎(兵庫県)
●セロファン工場	武生(福井県)
●研究所	中央研究所(大阪府、福井県)

②子会社

大和紙器株式会社	大阪府茨木市
セッツカートン株式会社	兵庫県伊丹市
東海紙器株式会社	名古屋市南区
日之出紙器工業株式会社	鹿児島県日置市
ＲＧコンテナー株式会社	埼玉県川口市
レンゴー・リバーウッド・パッケージング株式会社	東京都港区
丸三製紙株式会社	福島県南相馬市
大興製紙株式会社	静岡県富士市
レンゴーペーパービジネス株式会社	兵庫県尼崎市
朋和産業株式会社	千葉県船橋市
サン・トックス株式会社	東京都台東区
日本マタイ株式会社	東京都台東区
レンゴーロジスティクス株式会社	大阪市西淀川区
山陽自動車運送株式会社	大阪府東大阪市
トライウォール社	中国・香港
江蘇中金瑪泰医薬包装有限公司	中国・江蘇省

(9) 従業員の状況（2022年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別名称	従業員数
板紙・紙加工関連事業	8,453名
軟包装関連事業	1,789
重包装関連事業	793
海外関連事業	6,904
その他の事業	2,202
合計	20,141

（注）従業員数は就業人員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,181名	49名増	40.9歳	15.7年

（注）従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先の状況（2022年３月31日現在）

①企業集団の借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	31,691百万円
農林中央金庫	16,198
株式会社三菱UFJ銀行	14,376
三井住友信託銀行株式会社	11,867
株式会社みずほ銀行	11,452
株式会社日本政策投資銀行	10,770
株式会社国際協力銀行	10,000
株式会社千葉銀行	9,808
住友生命保険相互会社	8,290
株式会社常陽銀行	6,840

（注）上記のほか、シンジケートローンにより、88,000百万円を借り入れております。

②当社の借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	19,810百万円
農林中央金庫	15,010
株式会社みずほ銀行	10,382
株式会社国際協力銀行	10,000
株式会社日本政策投資銀行	9,430
住友生命保険相互会社	8,290
三井住友信託銀行株式会社	6,857
株式会社三菱UFJ銀行	6,384
株式会社常陽銀行	5,370
株式会社南都銀行	4,520

（注）上記のほか、シンジケートローンにより、88,000百万円を借り入れております。

2．会社の現況

(1) 株式の状況（2022年３月31日現在）

①発行可能株式総数	800,000,000株
②発行済株式の総数	271,056,029株
③株主数	27,627名

④大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	35,157千株	14.1%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	20,577	8.2
株式会社三井住友銀行	9,562	3.8
住友生命保険相互会社	6,808	2.7
農林中央金庫	5,965	2.4
レンゴー社員持株会	3,971	1.5
株式会社ヤクルト本社	3,326	1.3
JP MORGAN CHASE BANK 385632	3,324	1.3
株式会社日本カストディ銀行・三井住友信託退給口	3,266	1.3
王子ホールディングス株式会社	3,066	1.2

（注）１．当社は自己株式（22,483,244株）を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
　　　２．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	10,000株	4名

（注）１．当社の株式報酬制度に基づき、退任した会社役員に交付した株式を記載しております。なお、当社の株式報酬制度の内容につきましては、36頁に記載のとおりです。
　　　２．上記の株式数のうち3,000株は金銭換価し、換価処分金相当額を対象者に給付しております。

(2) 会社役員の状況

①取締役および監査役の状況（2022年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
＊取締役会長兼CEO	大坪　清	
＊取締役社長兼COO	川本　洋祐	(海外関連事業部門統轄)
＊取締役 副社長執行役員	前田　盛明	(社長補佐兼コーポレート部門統轄)
取締役 副社長執行役員	馬場　泰博	(経営企画部、財経本部、監査部、審査部、情報システム本部、国内関連事業部門統轄)
取締役 副社長執行役員	石田　重親	(パッケージング部門統轄)
取締役 副社長執行役員	長谷川　一郎	(製紙部門、資材部門統轄、兼レンゴーペーパービジネス(株)取締役会長)
取締役	佐藤　義雄	
取締役	奥　正之	
取締役	坂井　信也	
取締役	玉岡　かおる	
常勤監査役	橋本　研	
常勤監査役	正住　つとむ	
監査役	石井　淳蔵	
監査役	辻本　健二	
監査役	常陰　均	

(注) 1．＊印は、代表取締役です。
2．取締役 佐藤義雄、奥正之、坂井信也、玉岡かおるの各氏は、社外取締役であります。
3．監査役 石井淳蔵、辻本健二、常陰均の各氏は、社外監査役であります。
4．社外取締役 佐藤義雄、奥正之、坂井信也、玉岡かおる、社外監査役 石井淳蔵、辻本健二、常陰均の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
5．2021年６月29日　玉岡かおる氏は、新たに取締役に就任しました。
三部廣美、井上貞登士の各氏は、取締役を退任しました。

(ご参考)

2022年４月１日現在の会社役員および執行役員の状況は次のとおりであります。

＊取締役会長兼ＣＥＯ	大坪　　清	
＊取締役社長兼ＣＯＯ	川本洋祐	(海外関連事業部門統轄)
＊取締役副社長執行役員	前田盛明	(社長補佐兼コーポレート部門統轄)
取締役副社長執行役員	馬場泰博	(経営企画部、財経本部、監査部、審査部、情報システム本部、国内関連事業部門統轄)
取締役副社長執行役員	長谷川一郎	(製紙部門、資材部門統轄、兼レンゴーペーパービジネス(株)取締役会長)
取締役	石田重親	(特命事項担当)
取締役	佐藤義雄	
取締役	奥　正之	
取締役	坂井信也	
取締役	玉岡かおる	
常勤監査役	橋本　　研	
常勤監査役	正住つとむ	
監査役	石井淳蔵	
監査役	辻本健二	
監査役	常陰　　均	
副社長執行役員	井上貞登士	(パッケージング部門統轄、兼レンゴー・リバーウッド・パッケージング(株)代表取締役社長)
専務執行役員(上席)	三部廣美	(社長室、コンプライアンス推進室、総務部、東京総務部、法務部、人事部、広報部管掌兼社長室長)
専務執行役員(上席)	海老原　洋	(製紙部門、研究技術開発・環境経営推進部門管掌)
専務執行役員(上席)	堀　博史	(海外関連事業部門管掌)
専務執行役員(上席)	岡野幸男	(財経本部、情報システム本部、国内関連事業部門管掌)
常務執行役員(上席)	本松裕次	(パッケージング部門東部第一・第二営業本部担当兼東部第三・第四営業本部長兼開発本部長兼包装システム推進本部長)
常務執行役員(上席)	西　美純	(パッケージング部門企画本部長兼管理本部長、兼レンゴー・リバーウッド・パッケージング(株)担当)
常務執行役員	尾﨑光典	(製紙部門営業本部長、兼レンゴーペーパービジネス(株)取締役副社長)
常務執行役員	森塚　　伸	(資材部門担当、兼レンゴーペーパービジネス(株)専務取締役)
常務執行役員	吉村成俊	(パッケージング部門北海道事業部長兼東北事業部長、兼共和紙業(株)代表取締役社長)
常務執行役員	結田康弘	(パッケージング部門関東事業部長兼中部事業部担当)
執行役員	柴崎　　仁	(パッケージング部門ＳＰ営業本部長)
執行役員	飯田　　誠	(国内関連事業部門国内関連事業本部長)

執 行 役 員	村 井 寛 二	(製紙部門八潮工場長兼利根川事業所長)
執 行 役 員	本 荘 寿 彦	(パッケージング部門西部営業本部長兼近畿事業部長)
執 行 役 員	古 田 拓	(研究技術開発・環境経営推進部門中央研究所長兼環境経営推進部担当)
執 行 役 員	望 月 諭	(パッケージング部門生産本部長兼技術開発本部担当)
執 行 役 員	柏 木 英 之	(製紙部門生産本部長兼研究技術開発・環境経営推進部門製紙技術開発本部長)

(注) ＊印は、代表取締役です。

②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（以下、「決定方針」といいます。）を次のとおり定めております。

1．基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬総額（株式報酬制度における報酬等の額を含む）の範囲内で、取締役の報酬に関する社会的動向、当社の業績、従業員給与との衡平、その他報酬水準の決定に際して斟酌すべき事項を勘案して決定する。なお、取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬等（賞与）および非金銭報酬等（株式報酬）により構成し、社外取締役の報酬は、独立性を担保する等の観点から基本報酬のみとする。

2．基本報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針

基本報酬は、金銭による月例の固定報酬とし、その額は、兼務する執行役員の役位に応じて決定する。

3．業績連動報酬等に係る業績指標の内容および当該業績連動報酬の額または算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、金銭による賞与とし、その額は、事業年度の業績（主として営業利益、経常利益）などを考慮して、兼務する執行役員の役位に応じて決定する。支給する場合、当該事業年度の終了後の一定の時期に支給する。

4．非金銭報酬等の内容および当該非金銭報酬等の額もしくは数または算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、株式交付信託による株式報酬とし、交付する株式数は、株主総会で承認された当社が拠出する金銭の上限額および対象取締役に付与されるポイント総数の上限数の範囲内で、兼務する執行役員の役位に応じて付与されるポイント数に相当する当社株式数とする。交付の時期は、対象取締役の退任（引き続き執行役員を継続する場合は執行役員の退任）後の一定の時期とする。

5．基本報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
基本報酬の額、業績連動報酬の額および非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合は、前記各方針に基づいて決定する。

6．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法
取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問機関である報酬委員会の審議を経て、取締役会の決議に基づき決定する。

7．取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
非金銭報酬としての株式交付信託による株式報酬においては、当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任されまたは辞任する者については、取締役会の決議により、その該当した時点において、それまでに付与されていたポイントの全部または一部は失効するものとし、失効するポイントに相当する株式数は交付しない。

上記決定方針は、取締役会の諮問機関である報酬委員会での審議を経て、取締役会で決議いたしました。
なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の諮問機関である報酬委員会での審議を経て、取締役会の決議に基づき決定しておりますので、当社取締役会は、当該内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の種類別の額			支給総額
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	12名 (4)	556百万円 (65)	75百万円 (－)	120百万円 (－)	752百万円 (65)
監査役 (うち社外監査役)	5 (3)	109 (43)	6 (－)	－ (－)	115 (43)
合計	17	666	81	120	868

(注) 1．上記の取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まれておりません。
2．上記の報酬等の額には、2021年６月29日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名に支給した報酬等が含まれております。
3．取締役の報酬等の限度額は、2021年６月29日開催の第153回定時株主総会において年額800百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役４名）です。

4．監査役の報酬等の限度額は、2007年６月28日開催の第139回定時株主総会において年額150百万円以内（うち社外監査役50百万円以内）と決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は５名（うち社外監査役３名）です。
5．業績連動報酬等（賞与）については、上記３．および４．の限度額の範囲内で、事業年度の業績（主として営業利益、経常利益）などを考慮して、兼務する執行役員の役位に応じて決定しております。営業利益、経常利益は、単年度業績の目標指標であるため、業績連動報酬等の指標として選定しております。なお、当事業年度の業績は、26頁に記載のとおりです。
6．非金銭報酬等（株式報酬）については、2020年６月26日開催の第152回定時株主総会において、株式交付信託による株式報酬制度の導入を決議いただいております。その内容は、上記３．の限度額とは別枠で、対象取締役に対して、兼務する執行役員の役位に応じて付与されるポイント数に相当する当社株式を交付するものであり、当該定時株主総会において、株式取得のために当社が拠出する金銭の上限額は対象期間（３事業年度）において810百万円（当該対象期間を延長する場合は、延長分の対象期間の事業年度数に270百万円を乗じた金額を上限とする金銭を追加拠出する。）、対象取締役に付与されるポイント総数の上限数は１事業年度当たり180,000ポイントと決議いただいております。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は８名です。

④社外役員に関する事項

(1) 取締役 佐藤 義雄

ア．重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、業務執行を行う経営陣から独立した視点から発言を行っております。

また、同氏は取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務めております。

エ．社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されておりますが、当社取締役会において当該視点から積極的にご発言をいただいております。また、指名委員会および報酬委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的にご発言をいただいております。

(2) 取締役 奥 正之

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回のうち８回に出席し、必要に応じ、業務執行を行う経営陣から独立した視点から発言を行っております。

また、同氏は取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員長を務めております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されておりますが、当社取締役会において当該視点から積極的にご発言をいただいております。また、指名委員会および報酬委員会の委員長としてこれらの委員会に出席し、積極的にご発言をいただいております。

(3) 取締役 坂井 信也

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回のうち６回に出席し、必要に応じ、業務執行を行う経営陣から独立した視点から発言を行っております。

また、同氏は取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会の委員を務めております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されておりますが、当社取締役会において当該視点から積極的にご発言をいただいております。

(4) 取締役 玉岡 かおる

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

就任後に開催された取締役会９回のうち９回に出席し、必要に応じ、業務執行を行う経営陣から独立した視点から発言を行っております。

エ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

同氏は、業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役の立場で、高い見識と豊富な経験に基づき、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことにより、経営陣に対する実効性の高い監督機能を果たしていただくことが期待されておりますが、当社取締役会において当該視点から積極的にご発言をいただいております。

(5) 監査役 石井 淳蔵

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回のうち９回に、また、監査役会10回のうち９回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

(6) 監査役 辻本 健二

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

(7) 監査役 常陰 均

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、必要に応じ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言等を行っております。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任を法令に定める限度まで限定する責任限定契約を締結しております。

⑥役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および連結子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の３第１項の役員等賠償責任保険（以下、「Ｄ＆Ｏ保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、Ｄ＆Ｏ保険の保険料は、全額を当社が負担しております。

(3) 会計監査人の状況

①名称　　　有限責任　あずさ監査法人

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	金　　額
1．公認会計士法第２条第１項の業務の対価として当社が支払うべき報酬等の額	147百万円
2．公認会計士法第２条第１項の業務以外の対価として当社が支払うべき報酬等の額	1
1．および2．の合計額	149

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、1．の金額にはこれらの合計額を含めております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

	金　　額
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	225百万円

(注) 当社の重要な子会社のうち丸三製紙株式会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士の計算関係書類の監査を受けております。

③当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）である社債発行に伴うコンフォートレター作成業務に関して委託を行い、その対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任した旨およびその理由を解任後最初に招集される株主総会に報告します。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるなど、会計監査人の変更が必要である場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

(4) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制についての決議内容

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議しております。

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

①取締役の職務の執行に係る次の文書は、関連資料とともに10年間保存する。取締役および監査役は、随時、これらの文書を閲覧できるものとする。

(1) 株主総会議事録

(2) 取締役会議事録

(3) 経営幹部会資料

(4) 計算書類

(5) その他取締役会が決定する文書

②前項に掲げる文書の保存部門、保存および管理の方法等は、社内規程に定める。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

①経営品質の向上と将来のリスクの低減あるいは回避などを目的に、代表取締役会長を委員長とするＣＳＲ委員会を設置する。

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報等に係るリスク管理については、各担当部門およびＣＳＲ委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、ＣＳ（顧客満足）、広報、情報セキュリティの６つの委員会が協力して、社内規程の制定、マニュアルの作成等を行うとともに、全社的状況の監視を行うものとする。

②取締役会は、前項の取組み状況について、各部門を管掌または担当する取締役および各委員会の委員長から報告を受けるとともに、必要に応じて改善策等を審議、決定する。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

①取締役会以外に、原則として、毎月１回以上、経営幹部会、社内役員会（常勤の役員が出席）、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化により、効率的な職務の執行を行う。

②取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行う。

4．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について

①役員、従業員は、「高い倫理観を持ち法令遵守を徹底し、常に誠実に行動する」ことなどを定めた経営理念に基づき、法令、定款および社会規範を遵守した行動をとる。

②ＣＳＲ委員会の下部組織である各委員会は、それぞれ組織横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努めるとともに、関係部門を通じてその対策を具体化し実践する。また、倫理委員会は、関係部門と協力して、役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修等を適宜行う。

③法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、業務遂行上の職制ルートとは別に、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度（名称：企業倫理ヘルプライン）の、さらなる充実と従業員への周知を図る。
④取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図る。

5．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
①当社のグループ会社の、業務の適正を確保するための体制の整備を推進する担当部門は、関連事業担当部門とする。
②グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、関係部門が協力して、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施する。
③当社のグループ会社の取締役等は、意思決定、その他職務権限に関する基準に基づき、効率的な職務の執行を行う。
④当社監査役による、グループ会社の取締役の職務執行の監査を実施する。
⑤業務の適正を確保するため、当社の社内規程に基づいて、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求め、または報告を行うよう関連事業担当部門を通じて義務づける。

6．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
①監査役会のもとに、監査役室を置き、必要な人員を配置する。
②監査役室所属の従業員は専任とし、監査役会および監査役の指揮命令のもとで職務を遂行する。
③監査役室所属の従業員の人事考課、人事異動を行う場合は、人事部長は事前に監査役会に意見を求めるものとする。

7．取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
①常勤の監査役のうち１名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項、重要稟議事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席する。
②取締役は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、取締役会、監査役会、経営幹部会ならびに社内役員会に報告する。
③取締役および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しなければならない。
④当社のグループ会社の役員および従業員は、法令に違反する事実や会社に重大な損害を与える事実を発見したとき、その他経営上重要な事実があるときは、適時、適切な方法により監

査役に報告する。
⑤監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止する。

８．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制および監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項について
①監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役会長、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施する。
②内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行う。
③監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

９．反社会的勢力排除に向けた体制について
反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行う。

業務の適正を確保するための体制の運用状況
当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況は、次のとおりであります。

株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めに則り保存期間を定め適切に保存しています。
損失の危険の管理については、各担当部門およびＣＳＲ委員会の下部組織である倫理、環境、安全衛生、ＣＳ（顧客満足）、広報、情報セキュリティの６つの委員会が協力して、全社的状況の監視を行っています。また、取締役会は、上記の取組み状況について報告を受けています。
取締役会以外に、毎月１回以上、経営幹部会、社内役員会、部門連絡会等を開催し、迅速な意思決定と重要な情報の共有化を図るとともに、取締役会において、執行役員を選任し、効率的な職務の執行を行っています。
役員および従業員に対して、継続的にコンプライアンスに関する研修等を実施するとともに、法令違反、不正行為の防止ならびに早期発見のため、従業員が直接情報提供を行うための手段として内部通報制度のさらなる充実と従業員への周知を図っています。また、取締役、監査役、内部監査を担当する部門は、コンプライアンス上の問題を発見したときは、速やかに関係部門に通知し、再発の防止を図っています。
グループ経営会議において、経営上の重要事項およびリスク管理の徹底を図るとともに、グループ会社の役員および従業員に対して、コンプライアンスに関する研修や情報の提供を適宜実施しています。また、当社監査役によるグループ会社の取締役の職務執行の監査を実施しています。さらに、業務の適正を確保するため、グループ会社における一定の事項は、当社の承認を求

め、または報告を行うよう義務づけています。
　監査役会のもとに、監査役室を置き、専任の従業員を配置し、当該従業員は監査役会および監査役の指揮命令のもとで職務を遂行しています。
　常勤の監査役のうち１名は、取締役会への付議事項、職務執行に関する重要事項等についての協議、決議を行う経営幹部会に出席しています。当社ならびにグループ会社の役員および従業員は、監査役から職務の執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告しています。なお、監査役に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを行うことを禁止しています。
　監査役は、実効的な監査を遂行するため、代表取締役会長、代表取締役社長と定期的な意見交換会を実施しています。また、内部監査を担当する部門は、会計監査人および監査役会と、相互に監査計画の調整、監査結果の報告等を行っています。なお、監査役がその職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理しています。
　反社会的勢力排除のため、情報を当社グループ内で共有するとともに、地域社会と協力し、警察等の外部専門機関との緊密な連携のもと、毅然とした対応を行っています。

(5) 会社の支配に関する基本方針

①当社の企業価値向上に向けた取組み
　当社グループは、1909年に日本で初めて段ボールを世に送り出して以来、時勢の変遷に対応して最も優れたパッケージングを提供することにより、お客様の商品の価値を高め、社会に貢献しつづけてまいりました。
　当社グループは、これからも、あらゆる産業の物流に最適なパッケージングを総合的に開発し、ゼネラル・パッケージング・インダストリーとして、たゆみない意識改革と技術革新を通じてパッケージングの新たな価値を創造しつづけるとともに、自ら未来をデザインし、新たな市場を開拓する「パッケージプロバイダー」としての使命を胸に、世界でベストワンの総合包装企業集団を目指し、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。
②大規模買付行為に対する取組み
　当社は、当社株式の大規模な買付行為がなされた場合、これを受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかしながら、大規模買付行為の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。
　したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。
　当社は、大規模買付行為を行おうとする者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて取締役会の意見等を開示し、株主

の皆様の検討のための時間と情報の確保に努める等、関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

　当社は、業績の動向、財務状況、今後の事業展開等を総合的かつ長期的に勘案して、継続的かつ安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、企業価値の向上、持続的な成長への基盤の整備を行うことを目的として、利益の一部を留保し、競争力強化のための設備投資や新たな成長が期待できる分野におけるＲ＆ＤおよびＭ＆Ａを含めたニューインベストメント資金として有効に活用してまいります。

連　結　貸　借　対　照　表

（2022年３月31日現在）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）	**934,345**百万円	**（負債の部）**	**580,056**百万円
流動資産	**350,213**	**流動負債**	**310,802**
現金及び預金	60,308	支払手形及び買掛金	129,484
受取手形及び売掛金	214,656	短期借入金	114,096
商品及び製品	32,063	1年内償還予定の社債	5,061
仕掛品	5,117	未払費用	28,811
原材料及び貯蔵品	29,056	未払法人税等	6,183
その他	9,702	役員賞与引当金	239
貸倒引当金	△691	その他	26,925
		固定負債	**269,254**
固定資産	**584,131**	社債	80,000
有形固定資産	**384,032**	長期借入金	143,641
建物及び構築物	115,368	繰延税金負債	21,379
機械装置及び運搬具	115,899	役員退職慰労引当金	649
土地	125,462	役員株式給付引当金	409
建設仮勘定	12,269	退職給付に係る負債	13,070
その他	15,033	その他	10,102
無形固定資産	**34,915**		
のれん	18,806	**（純資産の部）**	**354,289**
その他	16,109	**株主資本**	**290,392**
投資その他の資産	**165,183**	資本金	31,066
投資有価証券	139,366	資本剰余金	33,358
長期貸付金	575	利益剰余金	238,185
退職給付に係る資産	3,168	自己株式	△12,218
繰延税金資産	2,023	**その他の包括利益累計額**	**51,516**
その他	21,162	その他有価証券評価差額金	31,739
貸倒引当金	△1,114	為替換算調整勘定	15,830
		退職給付に係る調整累計額	3,946
		非支配株主持分	**12,379**
資産合計	**934,345**	**負債純資産合計**	**934,345**

連結損益計算書

（自 2021年4月1日
至 2022年3月31日）

科目	金額	
売上高	百万円	746,926百万円
売上原価		611,210
売上総利益		**135,716**
販売費及び一般管理費		102,436
営業利益		**33,279**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,157	
持分法による投資利益	2,274	
その他	2,710	7,143
営業外費用		
支払利息	1,605	
出向者給与	665	
固定資産除売却損	379	
その他	1,131	3,781
経常利益		**36,641**
特別利益		
固定資産売却益	4,564	
投資有価証券売却益	2,209	
受取保険金	1,065	
補助金収入	910	
その他	226	8,975
特別損失		
固定資産圧縮損	911	
災害による損失	711	
投資有価証券売却損	610	
固定資産除売却損	610	
その他	1,335	4,180
税金等調整前当期純利益		**41,437**
法人税、住民税及び事業税		**12,167**
法人税等調整額		**34**
当期純利益		**29,234**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1,045**
親会社株主に帰属する当期純利益		**28,188**

連結株主資本等変動計算書

（自 2021年４月１日
至 2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,066	33,731	215,899	△12,253	268,443
当期変動額					
剰余金の配当			△5,965		△5,965
親会社株主に帰属する当期純利益			28,188		28,188
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		0		36	36
その他		△372	63		△309
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	△372	22,286	34	21,948
当期末残高	31,066	33,358	238,185	△12,218	290,392

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	35,787	0	5,394	3,701	44,883	11,136	324,463
当期変動額							
剰余金の配当							△5,965
親会社株主に帰属する当期純利益							28,188
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							36
その他							△309
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,047	△0	10,435	245	6,633	1,243	7,877
当期変動額合計	△4,047	△0	10,435	245	6,633	1,243	29,825
当期末残高	31,739	－	15,830	3,946	51,516	12,379	354,289

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　167社

主要な連結子会社の名称　大和紙器㈱、セッツカートン㈱、東海紙器㈱、日之出紙器工業㈱、ＲＧコンテナー㈱、レンゴー・リバーウッド・パッケージング㈱、丸三製紙㈱、大興製紙㈱、レンゴーペーパービジネス㈱、朋和産業㈱、サン・トックス㈱、日本マタイ㈱、レンゴーロジスティクス㈱、山陽自動車運送㈱、トライウォール社、江蘇中金瑪泰医薬包装有限公司

※大興製紙㈱については、同社が実施した第三者割当増資の募集株式を全数引き受けたことにより当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

※㈱金羊社については、重要性が増したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

※特耐王包装(常熟)有限公司他１社については、新たに設立したため当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

※ウェルシュ・ボクシーズ・アンド・エンジニアリング・ホールディング社については、清算結了したことにより当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

②主要な非連結子会社の名称　㈱タキガワ・コーポレーション・ジャパン

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の数　16社

主要な会社等の名称　鴻興印刷集団有限公司、タイ・コンテナーズ・グループ社、ビナクラフトペーパー社

②持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称

㈱タキガワ・コーポレーション・ジャパン（非連結子会社）、㈱ミヤザワ（関連会社）

（持分法を適用しない理由）

持分法を適用しない非連結子会社および関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、トライウォール社他119社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

イ．有価証券

満期保有目的の債券　償却原価法（定額法）

その他有価証券　市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法

ロ．棚卸資産

原材料	主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
ハ．デリバティブ	時価法

②重要な減価償却資産の減価償却方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）	定率法（一部の連結子会社では定額法） なお、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。耐用年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ロ．無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 償却年数については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
ハ．リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
ロ．役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
ハ．役員退職慰労引当金	一部の国内連結子会社については、役員の退職慰労金に充てるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
ニ．役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。
ホ．投資損失引当金	関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込み額を計上しております。なお、同引当金は、連結貸借対照表上、投資有価証券から８百万円直接控除しております。

④収益および費用の計上基準
当社グループは板紙・紙加工関連事業、軟包装関連事業、重包装関連事業、海外関連事業およびその他の事業の各製品の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において

顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。
製品の販売における役割(本人または代理人)が代理人として販売に関与している場合には、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
また、原材料を支給し、加工後の製品を買い戻したうえで第三者に販売する有償支給取引について、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。
約束された対価については、いずれも履行義務の充足時点から概ね３カ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．重要なヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
また、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
金利スワップ	借入金の利息
通貨スワップ	借入金

(ハ) ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)
上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号2022年３月17日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。
ヘッジ会計の方法…金利スワップの特例処理
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

ロ．退職給付に係る会計処理
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を退職給付に係る資産および退職給付に係る負債に計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) のれんの償却に関する事項
のれんは、効果の発現が見込まれる期間で均等償却しております。ただし、その効果の発現が将来にわたって見込まれない場合は一時償却しております。
2010年３月31日以前に発生した負ののれんについては、引き続き均等償却しております。

2．会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。
これにより、一部の取引に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割（本人または代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。
また、原材料を支給し、加工後の製品を買い戻したうえで第三者に販売する有償支給取引について、従来は、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。
この結果、当連結会計年度の売上高は13,760百万円減少し、売上原価は12,065百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,700百万円減少しております。また、営業利益、経常利益、税引前当期純利益および利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微であります。
(時価算定に関する会計基準等の適用)
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

地域別の内訳

	報告セグメント					その他※(百万円)	合計(百万円)
	板紙・紙加工関連事業(百万円)	軟包装関連事業(百万円)	重包装関連事業(百万円)	海外関連事業(百万円)	計(百万円)		
日本	445,418	93,824	39,326	9,273	587,842	33,973	621,816
アジア	3,420	152	2,746	65,319	71,639	217	71,856
ヨーロッパ	－	－	14	45,246	45,261	－	45,261
その他	－	2	292	6,678	6,973	6	6,979
顧客との契約から生じる収益を分解した情報	448,838	93,979	42,380	126,518	711,716	34,197	745,914
その他の収益	－	－	－	－	－	1,012	1,012
外部顧客への売上高	448,838	93,979	42,380	126,518	711,716	35,210	746,926

※「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、国内における不織布、紙器機械の製造・販売、運送事業、保険代理業、リース業および不動産業を含んでおります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」における「(4) 会計方針に関する事項」の「④収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当期および翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権の残高

顧客との契約から生じた債権(期首残高)　197,118百万円

顧客との契約から生じた債権(期末残高)　214,626百万円

4．表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外費用の「その他」に含めて表示していた「固定資産除売却損」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の営業外費用の「その他」に含まれる「固定資産除売却損」は、348百万円であります。

前連結会計年度において、特別利益の「その他」に含めて表示していた「固定資産売却益」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の特別利益の「その他」に含まれる「固定資産売却益」は、34百万円であります。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「固定資産圧縮損」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産圧縮損」は、302百万円であります。

前連結会計年度において、特別損失の「その他」に含めて表示していた「災害による損失」は、重要性が増したため、当連結会計年度では区分掲記しております。なお、前連結会計年度の特別損失の「その他」に含まれる「災害による損失」は、227百万円であります。

5．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) のれんの減損損失の認識の要否

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

海外関連事業に係るのれんには、ドイツに所在する連結子会社トライウォール・ヨーロッパ社（国際財務報告基準を適用）がトライコー・パッケージング＆ロジスティクス社の支配を獲得した際に生じたのれん（帳簿価額10,114百万円）が含まれております。当該のれんにつき、国際財務報告基準に基づき年次の減損テストを実施し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、回収可能価額が帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

国際財務報告基準を適用している在外子会社において、のれんを含む資金生成単位グループについては、減損の兆候がある場合に加え、毎期減損テストが実施され、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には帳簿価額を回収可能価額まで減額し、日本基準に基づく既償却額を控除した額を減損損失として認識します。なお、回収可能価額は使用価値により算定しております。

使用価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、トライコー・パッケージング＆ロジスティクス社の事業計画およびその後の期間の永久成長率を基礎として見積っており、ドイツ国内の得意先に対する販売数量の増加および利益率の改善等を主要な仮定として織り込んでおります。

上記の仮定の効果の予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失の認識の要否

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

板紙・紙加工関連事業に含まれるＲＧコンテナー㈱については販売数量の減少等により営業損益が継続的にマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、当該事業について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額10,488百万円（有形固定資産10,458百万円、無形固定資産29百万円）を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

②会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

ＲＧコンテナー㈱の将来キャッシュ・フローの見積りは、事業計画を基礎としており、関東地区における段ボールの需要動向、同社の生産体制の整備状況、当社からの生産移管による生産量増加等の計画を主要な仮定として織り込んでおります。

こうした施策の効果の予測は高い不確実性を伴い、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

6．追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)

段ボール等の需要については、食品や通販・宅配向けが下支えとなり、新型コロナウイルス感染症による影響は軽微にとどまると仮定しており、当該仮定に基づき固定資産の減損等の会計上の見積りを行っておりま

す。
（株式報酬制度）
当社は、2020年６月26日開催の第152回定時株主総会決議に基づき、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度を導入しております。
また、当社の委任型執行役員に対しても、本制度と同様の株式報酬制度を導入しております。
(1) 取引の概要
本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という）が当社株式を取得し、当社が各取締役等に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役等に対して交付される、という株式報酬制度であります。
なお、取締役等が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時であります。
本制度にかかる会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）に準じております。
(2) 信託に残存する自社の株式
信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度における、当該自己株式の帳簿価額は773百万円、株式数は945千株であります。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産および担保付債務
①担保に供している資産

建物及び構築物	17,734百万円
機械装置及び運搬具	23,075百万円
土地	33,678百万円
投資有価証券	2,348百万円
その他	865百万円
合計	77,701百万円

上記のうち、工場財団抵当に担保として供している資産

建物及び構築物	9,298百万円
機械装置及び運搬具	23,028百万円
土地	30,263百万円
その他	352百万円
合計	62,942百万円

②担保付債務

支払手形及び買掛金	373百万円
短期借入金	2,238百万円
長期借入金	497百万円
その他	1,061百万円
合計	4,171百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　697,914百万円

(3) 圧縮記帳額
①国庫補助金等の受入に伴い、固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物及び構築物　4,823百万円
機械装置及び運搬具　10,955百万円
土地　1百万円
その他　59百万円

②当連結会計年度において、租税特別措置法の適用に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

建物及び構築物　296百万円
機械装置及び運搬具　597百万円
土地　12百万円
その他　5百万円

(4) 偶発債務

①受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高

受取手形割引高　20百万円
受取手形裏書譲渡高　170百万円

②下記の会社の銀行借入金等につき債務保証を行っております。

中山聯合鴻興造紙有限公司	143百万円
津山段ボール㈱	3百万円
パルテック（アジア）社	1百万円
合計	149百万円

（注）中山聯合鴻興造紙有限公司の借入金に対する債務保証のうち58百万円については、当社の保証に対し、他社から再保証を受けております。

8．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

普通株式　271,056,029株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年5月13日取締役会	普通株式	2,982	12.00	2021年3月31日	2021年6月30日
2021年11月2日取締役会	普通株式	2,982	12.00	2021年9月30日	2021年12月3日

（注）1．2021年5月13日取締役会の決議による配当金の総額には、株式報酬制度にかかる信託口が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

2．2021年11月2日取締役会の決議による配当金の総額には、株式報酬制度にかかる信託口が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2022年5月13日取締役会	普通株式	利益剰余金	2,982	12.00	2022年3月31日	2022年6月30日

（注）2022年５月13日取締役会の決議による配当金の総額には、株式報酬制度にかかる信託口が保有する当社株式に対する配当金11百万円が含まれております。

9．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については安全性が高い短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入および社債発行により行っております。

営業債権である受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度額を設定しリスク軽減を図っております。営業債務である支払手形および買掛金は、１年以内の支払期日となっております。これら営業債権債務の一部については、外貨建取引に基づくものがあり、為替変動リスクを回避するため、先物為替予約取引を利用することがあります。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金および社債の使途は、運転資金および設備資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクまたは為替相場変動リスクに対して金利スワップ取引または通貨スワップ取引を実施して金利の固定化を図り、また借入金の円貨を確定させております。

デリバティブ取引については、社内規程に基づき実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額43,074百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金(１年内返済予定の長期借入金を除く)は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額(＊1)(百万円)	時価(＊1)(百万円)	差額(百万円)
投資有価証券			
その他有価証券	81,215	81,215	－
関連会社株式	15,077	7,269	△7,807
１年内償還予定の社債	(5,061)	(5,069)	7
社債	(80,000)	(79,518)	△481
長期借入金(１年内返済予定を含む)	(183,574)	(183,048)	△526
デリバティブ取引(＊2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	0	0	－

(＊1) 負債に計上されているものについては、（　）で示しております。
(＊2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価
レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区　　　分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	81,215	－	－	81,215
デリバティブ取引				
ヘッジ会計が適用されていないもの	－	0	－	0

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区　　　分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
関連会社株式	7,269	－	－	7,269
１年内償還予定の社債	－	(5,069)	－	(5,069)
社債	－	(79,518)	－	(79,518)
長期借入金(１年内返済予定を含む)	－	(183,048)	－	(183,048)

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

１年内償還予定の社債、ならびに社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を、当該社債の残存期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金(１年内返済予定を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(＊)を、返済期日までの期間および信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

(＊) 長期借入金のうち、金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理によるヘッジ対象とされたもの（下記「デリバティブ取引」参照）については、当該金利スワップまたは通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額。

デリバティブ取引

イ．ヘッジ会計が適用されていないもの

取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル２の時価に分類しております。

ロ．ヘッジ会計が適用されているもの

金利スワップの特例処理または通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記「長期借入金(１年内返済予定を含む)」参照）。

10.　賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産については、その総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

11.　１株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額	1,380円74銭
(2)　１株当たり当期純利益	113円84銭

12.　その他の注記

連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

科目	金額
(資産の部)	592,551 百万円
流動資産	**174,035**
現金及び預金	21,154
受取手形	14,491
売掛金	92,975
商品及び製品	11,507
仕掛品	183
原材料及び貯蔵品	10,378
前払費用	238
その他	23,178
貸倒引当金	△72
固定資産	**418,516**
有形固定資産	**165,601**
建物	36,449
構築物	2,865
機械装置	47,485
車両運搬具	572
工具器具備品	2,926
土地	66,160
リース資産	1,069
建設仮勘定	8,073
無形固定資産	**2,722**
借地権	384
ソフトウエア	2,151
リース資産	116
その他	70
投資その他の資産	**250,192**
投資有価証券	65,034
関係会社株式	158,896
出資金	26
関係会社出資金	19,961
長期貸付金	1
関係会社長期貸付金	3,265
破産更生債権等	1
長期前払費用	1,355
その他	2,225
貸倒引当金	△575
資産合計	**592,551**

科目	金額
(負債の部)	409,928 百万円
流動負債	**181,964**
買掛金	60,303
短期借入金	53,740
1年内返済予定の長期借入金	21,088
1年内償還予定の社債	5,000
リース債務	428
未払金	30
設備関係未払金	6,167
未払費用	19,263
未払法人税等	2,192
預り金	12,831
役員賞与引当金	81
資産除去債務	24
その他	812
固定負債	**227,963**
社債	80,000
長期借入金	129,598
リース債務	783
繰延税金負債	6,957
退職給付引当金	9,803
役員株式給付引当金	409
資産除去債務	152
その他	258
(純資産の部)	182,623
株主資本	**158,652**
資本金	**31,066**
資本剰余金	**34,303**
資本準備金	33,997
その他資本剰余金	306
利益剰余金	**105,500**
利益準備金	3,506
その他利益剰余金	101,993
固定資産圧縮積立金	5,241
別途積立金	47,444
繰越利益剰余金	49,308
自己株式	**△12,218**
評価・換算差額等	**23,971**
その他有価証券評価差額金	**23,971**
負債純資産合計	**592,551**

損益計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

科目	金額	
売上高	百万円	317,914百万円
売上原価		256,830
売上総利益		**61,083**
販売費及び一般管理費		47,523
営業利益		**13,560**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,453	
受取賃貸料	869	
その他	1,653	7,975
営業外費用		
支払利息	1,031	
出向者給与	552	
固定資産除売却損	379	
その他	1,063	3,027
経常利益		**18,509**
特別利益		
固定資産売却益	4,478	
投資有価証券売却益	2,128	
その他	413	7,021
特別損失		
投資有価証券売却損	610	
固定資産圧縮損	426	
環境対策費	264	
その他	308	1,609
税引前当期純利益		**23,920**
法人税、住民税及び事業税		**5,291**
法人税等調整額		**660**
当期純利益		**17,968**

株主資本等変動計算書

（自 2021年４月１日
至 2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
		資本剰余金			利益剰余金		
						その他利益剰余金	
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	31,066	33,997	306	34,303	3,506	3,840	47,444
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩						△230	
固定資産圧縮積立金の積立						1,630	
剰余金の配当							
当期純利益							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	–	–	0	0	–	1,400	–
当期末残高	31,066	33,997	306	34,303	3,506	5,241	47,444

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金					
	その他利益剰余金					
	繰越利益剰余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	38,705	93,497	△12,253	146,614	27,821	174,435
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の取崩	230	–		–		–
固定資産圧縮積立金の積立	△1,630	–		–		–
剰余金の配当	△5,965	△5,965		△5,965		△5,965
当期純利益	17,968	17,968		17,968		17,968
自己株式の取得			△1	△1		△1
自己株式の処分			36	36		36
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△3,850	△3,850
当期変動額合計	10,602	12,002	34	12,037	△3,850	8,187
当期末残高	49,308	105,500	△12,218	158,652	23,971	182,623

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式および関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券　市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

原材料	移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
その他の棚卸資産	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）	定率法 なお、1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
②無形固定資産（リース資産を除く）	定額法 償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。
③リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存簿価を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする定額法によっております。

(4) 繰延資産の処理方法

社債発行費	社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込み額を計上しております。
②役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
③退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込み額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
④役員株式給付引当金	株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込み額に基づき計上しております。
⑤投資損失引当金	関係会社に対する投資に係る損失に備えるため、財政状況等を勘案して、会社所定の基準により損失見込み額を計上しております。なお、同引当金は、貸借対照表上、関係会社株式から569百万円、関係会社出資金から436百万円直接控除しております。

(6) 収益および費用の計上基準

当社は板紙、段ボール、段ボール箱および軟包装等の製造、販売を主な事業とし、これらの製品の販売については製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、値引きおよび割戻し等を控除した金額で測定しております。
製品の販売における役割(本人または代理人)が代理人として販売に関与している場合には、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
また、原材料を支給し、加工後の製品を買い戻したうえで第三者に販売する有償支給取引について、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりません。
約束された対価については、いずれも履行義務の充足時点から概ね３カ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(7) その他計算書類作成のための重要な事項

①ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法	金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。 また、通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を採用しております。
ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象	（ヘッジ手段）　（ヘッジ対象） 金利スワップ　借入金の利息 通貨スワップ　借入金
ハ．ヘッジ方針	借入金の金利変動リスクおよび為替相場変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引または通貨スワップ取引を行っております。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法	金利スワップの特例処理および通貨スワップの振当処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。
②退職給付に係る会計処理	未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の未処理額に係る会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方

法と異なっております。

2．会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の取引に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財またはサービスの提供における役割（本人または代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

また、原材料を支給し、加工後の製品を買い戻したうえで第三者に販売する有償支給取引について、従来は、支給先から受け取る対価を収益として認識しておりましたが、当該収益を認識しない方法に変更しております。

この結果、当事業年度の売上高は17,406百万円減少し、売上原価は16,361百万円減少し、販売費及び一般管理費は1,014百万円減少しております。また、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(時価算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表「３．収益認識に関する注記」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

4．表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において、特別利益に区分掲記していた「補助金収入」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度では特別利益の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別利益の「その他」に含まれる「補助金収入」は、413百万円であります。

前事業年度において、特別損失に区分掲記していた「固定資産除売却損」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度では特別損失の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の特別損失の「その他」に含まれる「固定資産除売却損」は、63百万円であります。

5．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

子会社株式の評価

①当事業年度の計算書類に計上した金額

市場価格のない株式等であるＲＧコンテナー㈱株式（7,325百万円）

②会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

非上場の子会社に対する投資等、市場価格のない株式等は、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、

投資について評価損を認識しております。
ＲＧコンテナー㈱は、販売数量の減少等により営業損益が継続的にマイナスとなっており、固定資産に減損の兆候が認められます。同社において固定資産の減損損失が発生した場合には、同社の財政状態が悪化することにより、株式の実質価額が著しく低下する可能性があります。
当事業年度末において、当社はＲＧコンテナー㈱の将来の事業計画に基づいて、減損損失の計上の要否について検討を行い、割引前将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。この結果、株式の実質価額に著しい低下は見られないため、株式についての評価損を認識しておりません。

6．追加情報に関する注記

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り)
段ボール等の需要については、食品や通販・宅配向けが下支えとなり、新型コロナウイルス感染症による影響は軽微にとどまると仮定しており、当該仮定に基づき固定資産の減損等の会計上の見積りを行っております。
(株式報酬制度)
当社は信託を用いた株式報酬制度を導入しております。
なお、詳細につきましては、連結注記表「6．追加情報に関する注記」に記載のとおりであります。

7．貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	54,491百万円
短期金銭債務	32,775百万円
長期金銭債務	167百万円

(2) 担保資産および担保付債務
①担保に供している資産

建物および構築物	7,702百万円
機械装置その他の償却資産	22,431百万円
土地	29,518百万円
投資有価証券	320百万円
合計	59,971百万円

上記のうち、工場財団抵当に担保として供している資産

建物および構築物	7,702百万円
機械装置その他の償却資産	22,431百万円
土地	29,518百万円
合計	59,651百万円

②担保付債務
2022年３月31日現在、担保付債務はありません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額　338,370百万円

(4) 圧縮記帳額
①国庫補助金等の受入に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳累計額

建物	395百万円
構築物	108百万円
機械装置	4,481百万円
工具器具備品	38百万円

②当事業年度において、国庫補助金の受入、租税特別措置法の適用等に伴い、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額

機械装置	413百万円
土地	12百万円

(5) 偶発債務

下記の会社の銀行借入金につき債務保証を行っております。

中山聯合鴻興造紙有限公司	143百万円

（注）中山聯合鴻興造紙有限公司の借入金に対する債務保証のうち58百万円については、当社の保証に対し、他社から再保証を受けております。

8．損益計算書に関する注記

関係会社に対する売上高	72,236百万円
関係会社からの仕入高	73,786百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	5,255百万円

9．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

普通株式	23,428,544株

10．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
投資有価証券等評価損	5,648百万円
未払賞与	1,434百万円
退職給付引当金	2,980百万円
その他	1,894百万円
繰延税金資産小計	11,958百万円
評価性引当額	△6,148百万円
繰延税金資産合計	5,810百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	10,470百万円
固定資産圧縮積立金	2,289百万円
その他	8百万円
繰延税金負債合計	12,767百万円
(繰延税金負債の純額)	6,957百万円

11. 関連当事者との取引に関する注記

属　性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科　目	期末残高（百万円）
子会社	丸三製紙㈱	直接 98.8	原材料の仕入 資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付	6,623	流動資産その他	5,886
子会社	大興製紙㈱	直接 100.0	原材料の仕入 資金の貸借 役員の兼任	資金の貸付	6,558	流動資産その他	6,520
子会社	レンゴーペーパービジネス㈱	直接 100.0	当社製品の販売 原材料の仕入 役員の兼任	板紙の販売	62,748	売掛金	27,102

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、売掛金期末残高には消費税等が含まれております。
2．丸三製紙㈱に対する資金の貸付はキャッシュマネジメントサービスに係るものであり、取引金額は毎月の平均残高によっております。また、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
3．大興製紙㈱に対する資金の貸付の取引金額は毎月の平均残高によっております。また、金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4．レンゴーペーパービジネス㈱に対する板紙の販売は、市場価格を勘案し、交渉のうえ、取引条件を決定しております。

12. １株当たり情報に関する注記

(1)　１株当たり純資産額　737円49銭
(2)　１株当たり当期純利益　72円56銭

13. その他の注記

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年５月11日

レンゴー株式会社
取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　久　善　栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城　戸　達　哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　武　浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、レンゴー株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レンゴー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成する

ことが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年５月11日

レンゴー株式会社
取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　久　善　栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	城　戸　達　哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中　村　武　浩

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、レンゴー株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用するこ

とが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月12日

レンゴー株式会社　監査役会

常勤監査役　橋本　研　㊞

常勤監査役　正住　つとむ　㊞

監　査　役　石井　淳蔵　㊞

監　査　役　辻本　健二　㊞

監　査　役　常陰　均　㊞

(注) 監査役　石井　淳蔵、辻本　健二及び常陰　均は、社外監査役であります。

以　上

メ　　モ

メ　　モ

メ　　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

開催場所　大阪市北区中之島五丁目３番68号　電話：(06)6448−1121（代表）
リーガロイヤルホテル２階「山楽の間」

交 通

京阪中之島線
「中之島」駅 直結

JR東西線
「新福島」駅より徒歩約8分

阪神本線
「福島」駅より徒歩約8分

期末配当金についてのお知らせ

　第154期の期末配当金につきましては、2022年５月13日開催の当社取締役会において、１株につき12円、支払開始日は2022年６月30日と決定しましたので、お知らせ申しあげます。
　これにより、中間配当金を加えました通期の配当金は１株につき24円となります。